

## 令和6年度（前期分・後期分）授業料免除・徴収猶予の 対象者の認定の継続について

日本学生支援機構の給付奨学生の方は、令和6年度の授業料免除・徴収猶予の対象者の認定の継続手続きが必要です。

### ◆ 授業料の免除額

具体的な授業料の免除額は、下表のとおりです。

世帯の所得金額に 基づく区分	給付奨学金支給金額		授業料免除額
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	全額免除
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	2/3免除
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	1/3免除
第Ⅳ区分	7,300円	16,700円	1/4免除

### ◆ 授業料徴収猶予とは

- ・授業料の徴収を、前期は9月末、後期は1月末まで猶予する制度です。猶予が認められても、納付期限を越えることはできません。
- ・授業料が「2/3免除」「1/3免除」「1/4免除」となった際に、残りの授業料の徴収猶予を希望する場合は、授業料免除と併せて申請してください。

### ◆ 注意事項

- ・給付奨学金は、毎年9月に学生支援機構が家計状況の見直しを行い、10月からの支援区分にその結果を反映します。10月からの支援区分が変更になる場合は、それに伴い、後期分授業料の免除額も変更になります。
- ・給付奨学金の支援区分見直しの結果、令和5年10月から支援対象外となっている方（第Ⅳ区分の多子世帯対象者は除く）は、令和6年度の前期分は、授業料免除・徴収猶予を受けることはできません。ただし、令和6年9月に行う家計基準の見直しにより、令和6年10月から再び支援対象となる可能性もありますので、授業料免除・徴収猶予の申請書は、今回必ず提出してください。
- ・令和6年度前期休学者は後期分のみ、後期休学予定者は前期分のみ申請してください。（不要な方を二重線で消す）
- ・令和6年4月から令和7年3月まで一年間休学する方は、本申請書の提出は不要です。
- ・授業料免除の申請者は、選考結果が決定するまで授業料の支払いが猶予されます。

### ◆ 決定通知

授業料免除・徴収猶予の結果は、前期分は7月下旬、後期分は11月下旬に決定する予定です。保証人宛の郵送により通知します。

◆ 授業料の納付

1. 授業料免除のみ申請し、「2／3免除」「1／3免除」「1／4免除」となった場合  
その決定が大学から通知された日から起算して30日以内（※）に、残額を納付してください。
  2. 授業料免除・授業料徴収猶予を申請し「2／3免除」「1／3免除」「1／4免除」となった場合  
残額について、所定の期日（前述のとおり）まで納付が猶予されます。後日、大学から通知された期日（※）までに納付してください。
- ※ 具体的な納付期限については、結果通知時にお知らせします。

## 令和6年度（前期分・後期分）授業料免除・徴収猶予の 対象者の認定の継続に関する申請書（給付奨学金継続者用）

東京芸術大学長 殿

令和 年 月 日

私は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料免除・徴収猶予の対象者としての認定を希望し、令和6年度（前期分・後期分）の授業料について、関係書類を添えて以下の通り申請します。

▼申請項目のいずれかひとつにチェック

1. 授業料免除のみを申請

2. 授業料免除および授業料徴収猶予（延納）を申請

※延納の期限 前期：9月末まで 後期：1月末までに納付  
（いずれも大学が指定する日）

▼全員記入

本人	フリガナ		学籍番号	
	氏名		学年	年
	現住所			
	電話番号			
保証人	フリガナ			
	氏名		続柄	
	現住所			
	電話番号			
給付奨学金の奨学生番号				
過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか			ある ・ ない	